

最高裁秘書第1571号

令和8年5月12日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年4月30日に答申（令和8年度（最情）答申第4号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第35号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年10月22日（令和7年度（最情）諮問第35号）

答申日：令和8年4月30日（令和8年度（最情）答申第4号）

件名：全司法労働組合が最高裁に対し、特定年月頃、複数の事件管理方法が併存することについて、職員の負担が増えることがないように要望した際の文書及びこれに対する最高裁の考えが書かれた文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「全司法労働組合が、最高裁に対し、令和7年3月頃、mintsとTreeeSと紙という三つの事件管理方法が併存することについて、職員の負担が増えることがないように要望した際の文書（全司法新聞特定号参照）、及びこれに対する最高裁の考えが書いてある文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年7月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、最高裁判所において本件開示申出文書が本当に存在しないか

どうか不明である旨を主張する。

しかしながら、全司法労働組合から最高裁判所に対する要望については、書面でされる場合もあれば口頭による場合もあり、それに対する最高裁判所の考えについても同様であることから、本件開示申出文書が存在しないことに不合理な点はない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年10月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年3月23日 審議
- ④ 同年4月17日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが存在しなかったこと、全司法労働組合から最高裁判所に対する要望については、書面でされる場合もあれば口頭による場合もあり、それに対する最高裁判所の考えについても同様に書面でされる場合もあれば口頭による場合もあることを説明するところ、これらの説明に不合理な点があるとは認められない。また、当委員会庶務を通じて改めて確認したところ、本件開示申出文書を所持していることをうかがわせる事情は認められなかった。
- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長 戸 雅 子

委員 川 神 裕